コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Laox.co,.LTD
最終更新日：2015年4月3日
ラオックス株式会社
代表取締役社長　羅　怡文
問合せ先：経営企画部 TEL03-6852-8881
証券コード：8202
http://www.laox.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、2009年に中国家電量販店最大手の蘇寧雲商集団股分有限公司の資本参加を得て、「国内店舗事業」「中国出店事業」「貿易仲介事業」を主要3事業と位置付け取り組んでおります。2011年8月には蘇寧雲商集団股分有限公司の連結対象子会社となり、「国内店舗事業」においては、海外のお客様から人気のエリアに免税店ネットワークを構築し、お客様が安心してショッピングを楽しめる多様なサービスを提供しております。
「中国出店事業」においては、蘇寧雲商集団股分有限公司およびそのグループ企業の中国での知名度や流通ネットワークを活用して日本式サービスを特徴とする総合家電量販店を中国国内で営んでおります。また、中国国内の市場動向に合わせてEC事業を本格的に着手致しております。
「貿易仲介事業」においては、自社開発商品（中国で製造）の日本での販売や中国で人気の日本製の商品の輸出にも積極的に取り組んでおります。上記事業の取り組みにおいて、お客様や株主様をはじめとするすべてのステークホルダーとの円滑な関係を維持し企業価値の向上に努めながら、法令及び社会規範の遵守を前提に正しい業務執行ができる経営体制の確立をコーポレートガバナンスに関する基本方針としております。
コーポレート・ガバナンスを実現させるための会社の機関として、当社の取締役会は取締役7名（内社外取締役1名）、監査役4名（内社外監査役2名）で構成されており、毎月1回以上開催し「取締役会規程」に係る重要案件や経営上の重要事項を協議・決定するほか、EC会を毎月2回開催することで経営戦略や業務計画の実行や見直しを迅速に行う体制を確立しております。また、当社は「監査役会設置会社」形態を採用しておりますが、経営に対する監視・監督機能の強化については「監査役体制」、「取締役会と執行役員制」、「社外取締役・社外監査役の選任」等を通して実質的にその機能を果たしているものと考えております。さらに、企業倫理基準、社会動向、時事問題及び提案に基づき、法令の遵守に関するテーマを討議し必要に応じて全社への周知徹底や各会議体への提案を行うコンプライアンス委員会とその分科会として賞罰委員会を設置し、企業倫理向上と法令順守等のコンプライアンスの徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
GRANDA MAGIC LIMITED	277,838,263	51.00
GRANDA GALAXY LIMITED	55,908,000	10.26
日本観光免税株式会社	54,897,482	10.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,646,000	1.04
中文産業株式会社	5,429,000	1.00
DEUTSCHE BANK AG LONDON－PB NON－TREATY CLIENTS 61	5,261,760	0.97
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT	5,050,000	0.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	4,050,000	0.74
HSBC FUND SERVICES A/C 006JF	3,203,000	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,093,000	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	蘇寧雲商集団股分有限公司 （上場：海外）（コード） ―――

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社グループは親会社である蘇寧雲商集団股分有限公司及びそのグループ企業(以下、蘇寧グループ)と協力関係を保ちながら事業を展開していく方針ではありますが、一方で、当社は上場企業として独立した経営管理体制と独自の経営戦略に基づく運営を維持しております。蘇寧グループとの取引を行う場合は、当該取引の必要性や当該取引条件が法令上問題ないこと等を法務部門をはじめとする社内機関で十分に検証した上で、必要があれば弁護士等の第三者から意見を求めることで少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の代表取締役である羅怡文は主要株主である日本観光免税株式会社及び中文産業株式会社の代表取締役でもあるため、会社法356条「競業及び利益相反取引の制限」の規定に則り、当社取締役会において取引についての重要な事実を開示した上で承認を受けております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早瀬　恵三	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早瀬　恵三		マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社　代表取締役社長	他社での役員経歴を持ち、高い見識をもって大所高所からの助言・経営指導をいただけると判断し選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、四半期・通期の決算毎に会計監査人より監査体制・監査計画並びに決算を含む監査実施状況の報告を受け、質疑応答や討議を行っています。また、常勤監査役は内部監査室と都度ミーティングを行い、会計および業務執行において監視機能の強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西澤　民夫	他の会社の出身者													
上村　明	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西澤　民夫	○	日本エスアンドティー株式会社　代表取締役	当社の大株主企業または主要な取引先出身者ではなく、当社との取引関係もないことから独立性が高く株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指名いたしました。
上村　明		上村総合法律事務所　所長	弁護士としての高い見識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適任と判断し指名いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社では、業績を踏まえた報酬をもって職務遂行の対価としており、当該報酬のみによって取締役への十分なインセンティブになり得ると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書、事業報告書により、取締役報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催にあったって議案の事前通知を電子メール等で行い必要に応じて資料の配布や事前説明を経営企画部より行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）業務執行
a.当社の取締役会は、社外取締1名を含む計7名の取締役及び社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、毎月一回定時役員会が、四半期に一回定時取締役会が開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
b.経営に関する重要事項については、慎重に検討・審議を行うために月に2回のEC会を開催しております。
c.企業倫理基準、社会動向、時事問題および提案に基づき法令順守に関するテーマについて討議し、必要に応じて全社への周知徹底や各会議体への提案・報告を行うコンプライアンス委員会を設置しております。また、社内規程及びルール徹底と倫理観の向上を図るための賞罰委員会を設置し、企業倫理向上及び法令順守等のコンプライアンスの徹底を図っております。
（2）監査
a.監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針・計画をはじめ、監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。また、監査にあたり内部統制システム及び法令・定款・諸規定等の遵守状況等対象が多岐に及ぶため補助体制として内部監査室を設置し、必要に応じて合同の監査をしております。
b.平成26年12月期においての会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく会計監査についての契約は、清和監査法人と締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの客観的・中立的な経営監視の機能は重要であると判断し、社外取締役および社外監査役を専任しております。また、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると考え、監査役会設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家とのインタヴューを個別で開催しております。今後、定期的な説明会を開催することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、その他プレスリリース、有価証券報告書等の会社開示情報をすべてHPに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部に担当窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	代表取締役を議長とするコンプライアンス委員会及び賞罰委員会の設置、各種社内規程を定め株主及び従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	クールビズ運動の実施をしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制基本方針
(1)当社は、コンプライアンス遵守及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備等内部統制のための各種対策を講じます。
(2)内部統制を有効に機能させるための機関として、コンプライアンス委員会を設置し、全社的な視点から内部統制システムの整備を図り、またその有効性を評価した上で、必要な改善を実施します。
(3)金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保につき、適切な取組みを実施します。
(4)取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの状況を把握し、必要な整備を実施します。
(5)代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を統括します。
2．内部統制システムに関する体制の整備
(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a.文書管理規程に則り各種議事録・稟議書等を各担当部署で適切に保存及び管理しております。
(2)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.「取締役会規程」において、重要な業務執行については取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、毎月開催している役員会もしくは四半期毎に開催している取締役会で決定いたします。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
b.監査役は原則、取締役会に出席し取締役の業務執行の状況について監視しております。
c.内部監査室を設置し、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうかの内部監査を行い、企業倫理向上及びコンプライアンスの徹底を図っております。
d.社内規程・社会規範等に反する行動が行われないように、「コンプライアンスガイドライン」並びに「コンプライアンス規程」を定めるとともに、「コンプライアンス委員会」及びその分科会として「賞罰委員会」を設置し倫理観の向上を図っております。
(3)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.経営に関する重要事項に関しては、慎重に検討・審議を行うべく原則として月2回のEC会を開催しております。
b .毎月1回定時役員会を四半期に1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
(4)損失の危険管理に関する規程等
a.コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、担当部署にて規則の制定及び研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとしております。
b.内部監査室は各部門におけるリスク管理の状況を監査し、重要な不備については代表取締役に都度報告しています。
c.リスクが顕在化した場合には、速やかに対応責任者となる取締役もしくは執行役員を定め、損害を最小限に抑える体制を整えております。
(5)当該株式会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a.子会社に対してその業務の適正を確保し、相互に利益と発展をもたらす体制の構築を図っております。
b.子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営状況を把握し監督しております。
(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを認めた場合における当該使用人に関する事項
a.監査役がその必要を求めた場合には、これを設置いたします。
(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
a.補助者を置く場合は人事異動・人事評価・懲戒処分には監査役会の事前承認を得なければならないものとしております。
(8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
a.監査役は原則、取締役会に出席し取締役より重要事項の報告を受け関係書類の配布ならびに詳細な説明を受けます。
(9)監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
a.監査役の半数を社外監査役とし、透明性を確保しております。
b.監査役会は代表取締役社長と定期的に情報及び意見交換を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は以下の通りであります。
当社は企業の社会的責任及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することが不可欠であると考え、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度を貫き取引関係その他一切の関係を持っておりません。
・反社会的勢力排除に向けた整備の状況
(1)人事総務部を対応総括部署として、事業活動における反社会的勢力に係る各種リスクの予防と軽減を図っております。
(2)万が一、当社グループが反社会的勢力からの接触を受けた場合には、所轄警察署や弁護士等と緊密に連携し速やかに対処してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の情報開示体制について
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1. 適時開示に関する当社の基本方針
　当社は、株主・投資家等に対して企業情報開示の適正性及び適時性を確保するために、金融商品取引法その他の法令及び株式会社東京証券取引所が定める企業情報の適時開示に関する規則を遵守し、投資判断に影響する事業活動や重要な意思決定等の企業情報を積極的かつ公正に適時開示してまいります。
2. 適時開示に係る社内体制
（1）当社は、「重要事実等の公表・内部者取引防止規程」を定め、企業情報の適時開示については、管理本部長を「情報取扱責任者」とし、その指示に従いその開示項目によって管理本部もしくは経営企画部によって開示する体制を整備しております。
（2）当社に係る重要な決定事項、重要な発生事実及び決算情報は、情報取扱責任者において金融商品取引法その他の法令及び株式会社東京証券取引所が定める企業情報の適時開示に関する規則等に基づき、また、必要に応じて弁護士や会計監査人の助言を受けて東証適時開示規則に定められた事項に該当するかどうかの判断を行い、該当する場合は経理部門、法務部門のチェック・助言を受けるとともに、当該情報保有部門、関連部門並びに関連社員に対し、インサイダー取引の未然防止のための情報管理の徹底を図っております。
（3）情報取扱責任者は、取締役会の他、EC会、コンプライアンス委員会、各部門業務会議等の経営上の重要事項を審議する諸会議に出席し、情報の収集と監視を行い適時開示の要否について確認しております。
（4）その他の各部門での決定及び発生事実、また外部要因による発生事実についても、情報取扱責任者に報告される体制を整備しております。さらに、内部監査室が日常的に監査を行い、重要事項の報告漏れの有無を監査してまいります。
（5）決定事実および決算情報は、法令等に従い取締役会での審議・決議を経た上で、適時開示を行います。
（6）従業員に対しては法的安全を守るとともに、事業活動に関する全ての法令遵守と、社会からの信頼・評価を得るために企業倫理の徹底を図る「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、情報開示が要求される事項についての理解を周知徹底させ、網羅的な情報収集が行えるように努めております。
3. 適時開示の実施
（1）開示資料は、決定事実および発生事実、その他に関しては経営企画部にて作成いたします。また、決算業績関係に関しては、管理本部財務経理部門が作成いたしますが、その作成に当たっては内容の正確性及び適法性に留意する他、開示資料の記載が充分かつ明瞭なものとなるように努めております。
（2）適時開示が必要と判断された企業情報のうち、「決定事項」及び「決算情報」については、取締役会の承認後、直ちに、「発生事実」については代表取締役社長の承認を経た後速やかに情報取扱責任者の指示により、管理本部もしくは経営企画部が株式会社東京証券取引所が定める方法により適時開示を行うとともに、当社のホームページにも掲載しております。